

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年1月15日

県南広域振興局長 田村均次

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合江釣子ショッピングセンター

イ 株式会社イー・エス・シー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 岩手中部ショッピングプラザ 北上市鬼柳19地割71番地ほか

(3) 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数

(4) 変更する年月日 平成25年1月15日

(5) 変更の理由 介護老人保健施設の建築のため

2 届出年月日 平成24年12月3日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所